

開発事業者（申請代理人） 各位

那須塩原市建設部都市計画課長

那須塩原市都市計画法に基づく開発行為の手続等に関する規則の制定
及び那須塩原市開発許可等審査基準の策定について（通知）

このことについて、次のとおりお知らせしますので、適切に対応されますようお願いいたします。

1 那須塩原市都市計画法に基づく開発行為の手続等に関する規則（令和5年那須塩原市規則第48号）

(1) 施行期日 令和6年4月1日

(2) 主な内容

- ・ 那須塩原市土地開発指導要綱（平成26年那須塩原市告示第18号）に規定する事前協議等を規則の中に規定
- ・ 事前協議の前に、開発区域の近隣住民に対し説明会の実施の義務付け（ただし、他の法令により説明会の実施が義務付けられているとき、開発行為の規模が1ヘクタール未満のときその他市長が適当と認めるときは、地域の自治会長に説明で可）
- ・ 法令の定めのない様式（これまで栃木県様式を用いていたもの）について、市の様式を規定

(3) その他

- ・ 令和6年4月分の前協議（同月15日締切り）からは、都市計画法、同法施行令、同法施行規則等に定めのある様式を除き、規則で定めた様式を使用してください。
- ・ 規則は、市ホームページで確認してください。

2 那須塩原市開発許可等審査基準

(1) 施行期日 令和6年4月1日

(2) 主な内容

- ・ 本基準に定めのない事項については、「栃木県開発許可事務の手引」の定めに基づいて審査することの明確化【第1-3】
- ・ 開発行為の一体性について記載の追加及び単体開発についていわゆる3年ルールを設定【第3-3】
- ・ 既存宅地の定義の追加【第4】
- ・ 開発区域から接道の取り方について基準を追加【第7-2】
- ・ 隅切りを片側とする場合の長さについて特例を追加【第7-7-(2)】

- ・ 袋路状道路の中間の転回広場を不要とし、その旨の記載を追加【第7－8－(3)】
- ・ 安全対策として、停止誘導線を設けることの明確化【第7－10－(1)】
- ・ 帰属後の維持管理コスト縮減のため、地下式の浸透施設の管理人孔をコンクリート製に変更し、併せて参考図を追加（管口フィルターの設置箇所の変更）【第10－3－(1)－ウ】
- ・ 地下式の浸透施設の短辺の基準を追加（2 m以下）【第10－3－(1)－ウ－（オ）】

市ホームページQRコード⇒



那須塩原市建設部都市計画課開発指導係

電話：0287-62-7048

mail：toshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp